

給水装置工事に係る取扱指針

内容現在 平成 29 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 17 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第 1 部	23 から 24 まで	1	23 から 24 まで	1	P 22 - 3 の次
	29 から 30 まで	1	29 から 30 まで	1	P 28 の次
	33 から 36 まで	2	33 から 36 まで	3	P 32 の次
第 2 部	3 から 6 まで	2	3 から 6 まで	2	P 2 の次
	57 から 60 まで	2	57 から 60 まで	4	8 中見出しの次
第 5 部	7 から 10 まで	2	7 から 10 まで	2	2 中見出しの次
	20-1 から 20-2 まで	1	20-1 から 20-2 まで	1	P 20 の次
	25 から 26 まで	1	25 から 26 まで	1	P 24 の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

5. 給水装置工事の施工

(1) 土木工事

① 現場管理

ア 現場管理における留意事項

- (ア) 工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令および工事に関する諸規定を遵守し、常に交通および工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努める。
- (イ) 道路工事にあたっては、交通の安全等について道路管理者および所轄警察署と事前に相談し、指示どおり措置する。
- (ウ) 占用工事施工者（以下「施工者」という。）は、工事現場に監督員または現場責任者を常駐させて、許可条件の履行および作業の指導を行わなければならない。
- (エ) 人家に接近し掘削する場合は、その出入りを妨げないように措置する。
- (オ) 道路の交差する箇所、または沿道建築物の出入り上必要な箇所には、安全な横断道路を設ける。
- (カ) 原則として、道路の片側を常に通行できるようにし、横断して掘削する場合は、交通に支障を及ぼさない範囲で部分的に行う。
- (キ) 工事材料（掘り返し土砂を含む）、器具等は、道路標識、交通標識、消火栓等の施設に支障のない場所に定置し、常に点検、整理する。
- (ク) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」その他の規定に基づき、施工者が責任を持って適正かつ速やかに処理する。
- (ケ) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物を管理する者に通報し、その指示に従わなければならない。
- (コ) 掘削および現場における材料残土等の積みおろし作業時には、交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、交通誘導員を配置する。また、その工事の作業員の安全についても十分留意する。
- (サ) 掘削の肩には、土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が交通に支障を及ぼさないように措置する。
- (シ) 掘削の周囲は、通行人に危険を及ぼさないような設備をし、かつ、夜間においては、赤色燈又は黄色燈を点燈する。
- (ス) 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、企業局に連絡しなければならない。工事に際しては、あらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底する。
- (セ) 施工者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合、または道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければならない。

イ 道路付属物および既設占用物件の調査

- (ア) 道路中心標，境界石標，道路標識，防護柵，街路樹等を移動し，または一時撤去する必要を生じた場合は，あらかじめ届け出て指示を受ける。
- (イ) 占用工事の施工にあたっては，事前に工事箇所における地下埋設物件の調査を行い，移設または撤去の必要が生じた場合は，関係者に連絡の上，必要な措置をする。

ウ 工事の時期

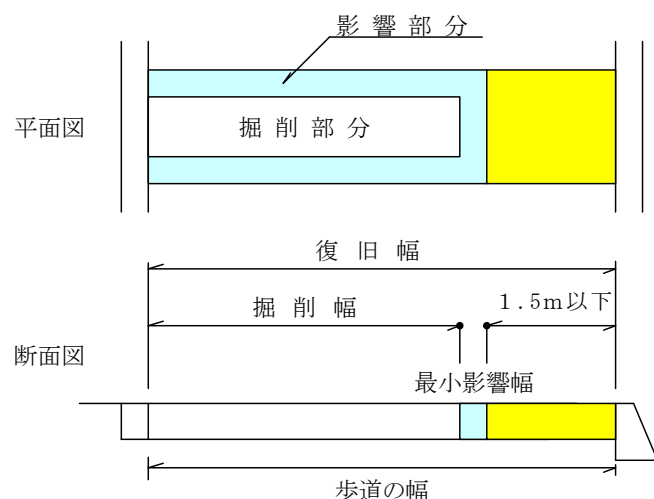
- (ア) 他の占用工事または道路工事の時期を勘案して適当な時期とする。
- (イ) 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道路を横断して掘削する工事，その他道路の交通を遮断する工事については，交通量の最も少ない時期とする。

② 道路掘削工事の施工

ア 掘削方法

- (ア) 掘削前に，地下埋設物等の調査を行い，必要があれば関係機関の立会を求めること。また，道路占用・使用許可等の有無を確認すること。
- (イ) 道路標識，ベンチマーク，境界標識，その他重要な施設に接近して掘削しないこと。やむを得ず掘削するときは，関係者の立会または指示に基づき行うこと。
- (ウ) 掘削断面は，道路管理者等が指示する場合を除き，予定地における道路状況，地下埋設物，土質条件，周辺の環境および埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し，最小で安全かつ確実な施工ができるような断面および土留法を決定すること。
- (エ) 特に掘削深さが1.5mを超える場合は，切取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。
- (オ) 掘削深さが1.5m以内であっても自立性に乏しい地山の場合は，施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか，または土留工を施すものとする。
- (カ) みぞ掘，つぼ掘，推進工法またはこれらに準ずる工法にし，えぐり掘は行わない。
- (キ) 掘削は原則として手掘りとする。ただし，開発行為等で他の埋設物が無いことが確認されるものについては，機械掘削ができる。
- (ク) 機械掘削にあたっては，機械の搬入，騒音について事前に付近住民の了解を得ておかななければならない。
- (ケ) 舗装道路については，舗装部分の掘削は，影響幅を除き，切断機で丁寧に切り取り，舗装片は下層の掘削土砂と混じらないように注意する。
- (コ) 砂利道については，上層と下層の土砂が混じらないように十分注意して掘削し，完全に区別しておく。
- (サ) 軟弱地盤または湧水地帯にあつては，土留工を施し，湧水および溜水を排除しながら掘削するとともにその排水先に注意する。

- d 国道の歩道において、歩道の幅から、掘削幅と影響幅を除いた幅が
1. 5 m以下の場合。



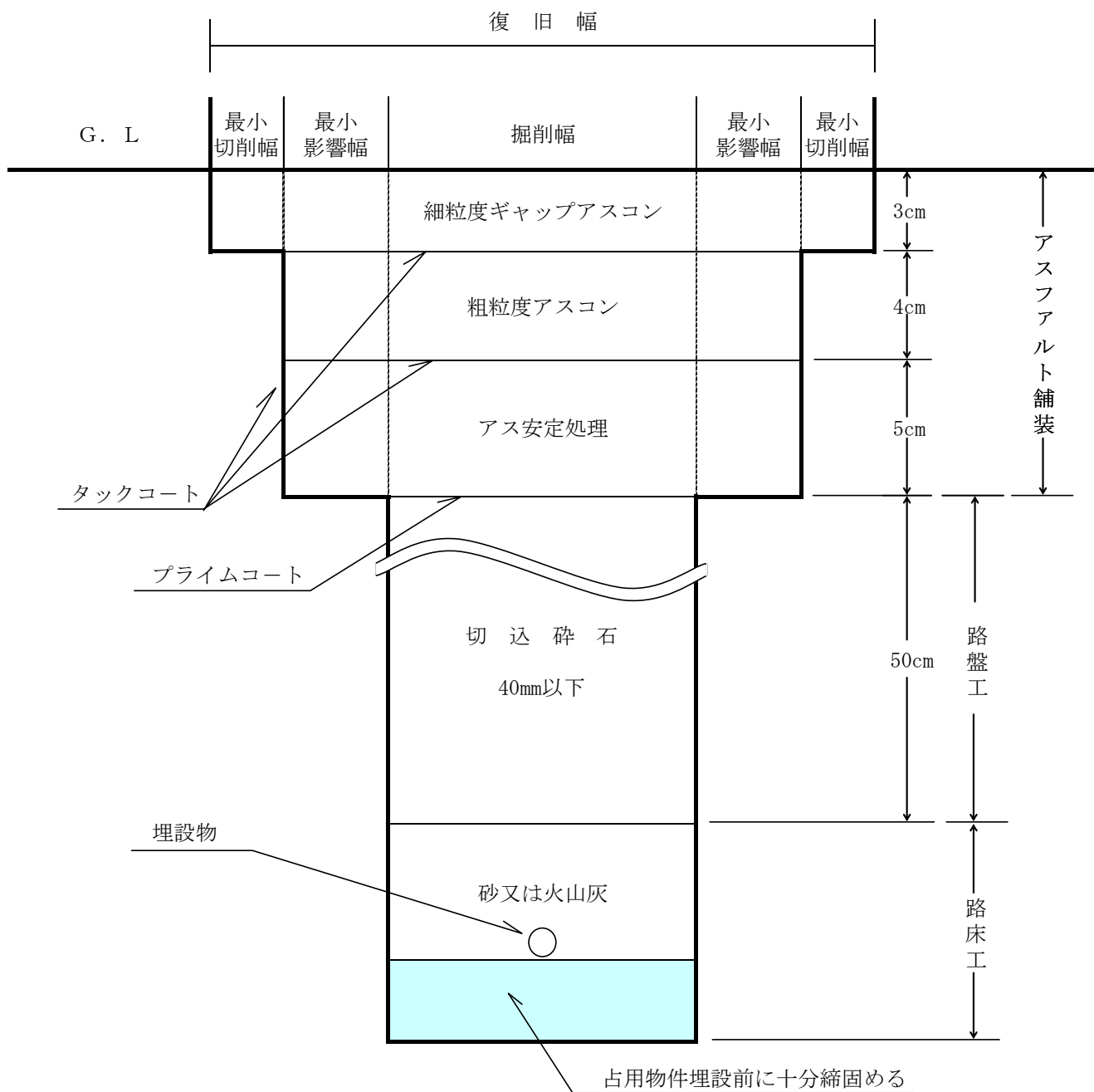
(エ) 道路構造による路盤復旧厚

路盤および舗装厚については、道路管理者に確認し設計することとし、おおむね以下のとおりである。

	舗装厚		路盤厚	復旧厚
歩道（市道，道道，国道）	3 cm	3	27 cm	30 cm
車道（市道；一般）	8 cm	3, 5	42 cm	50 cm
車道（市道；開発行為等による新設）	8 cm	3, 5	55 cm	63 cm
車道（市道；都市計画道路A）	12 cm	3, 4, 5	50 cm	62 cm
車道（市道；都市計画道路B）	15 cm	4, 5, 6	60 cm	75 cm
車道（道道）	15 cm	4, 5, 6	60 cm	75 cm
車道（道道）	20 cm	4, 5, 5, 6	50 cm	70 cm
車道（国道）	26 cm	4, 5, 5, 6, 6	50 cm	76 cm
砂利道（一般）	—	—	—	20 cm

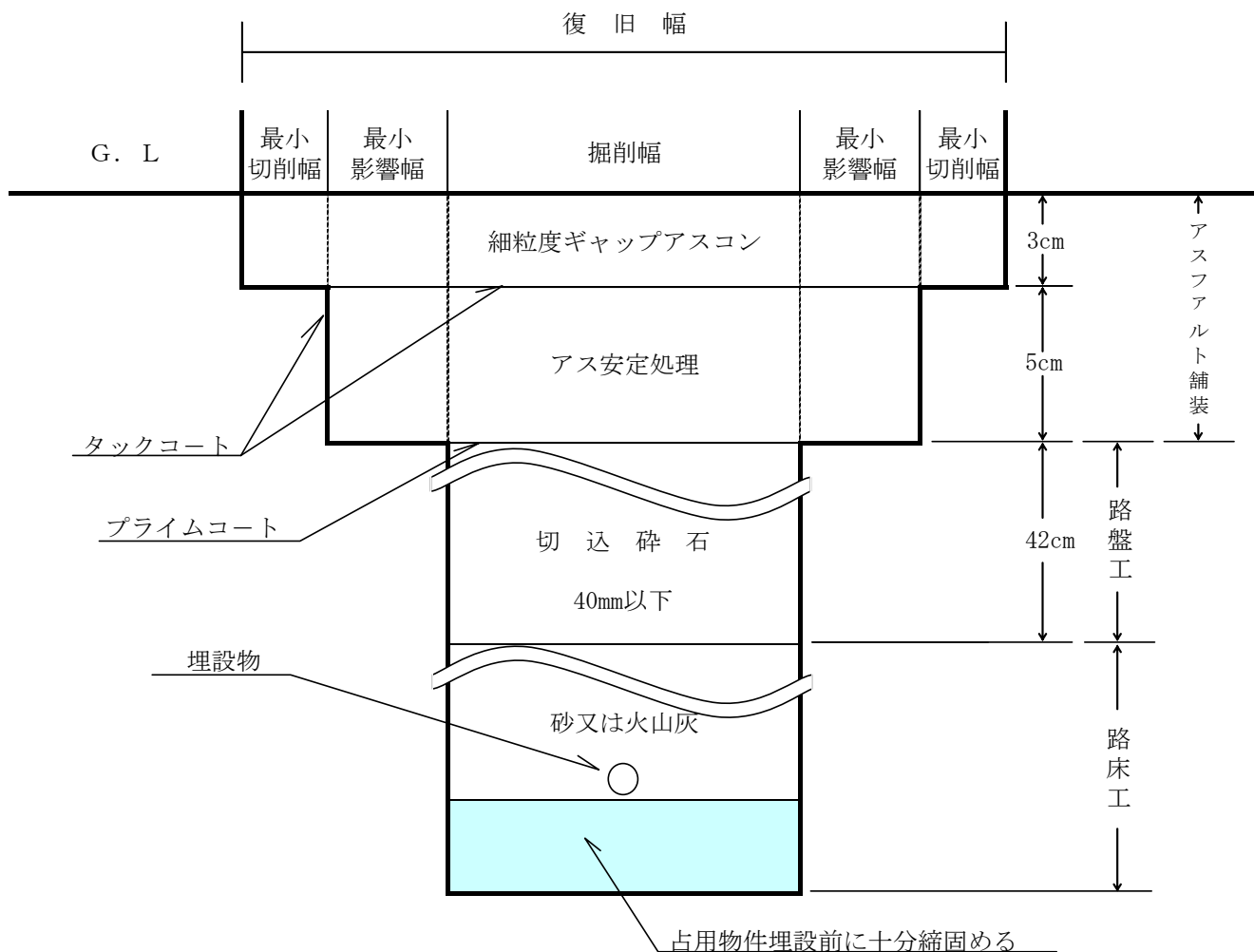
都市計画道路（A交通舗装）

（市道）



その他一般道路

(占用工事の制限を受ける車道 (歩道))

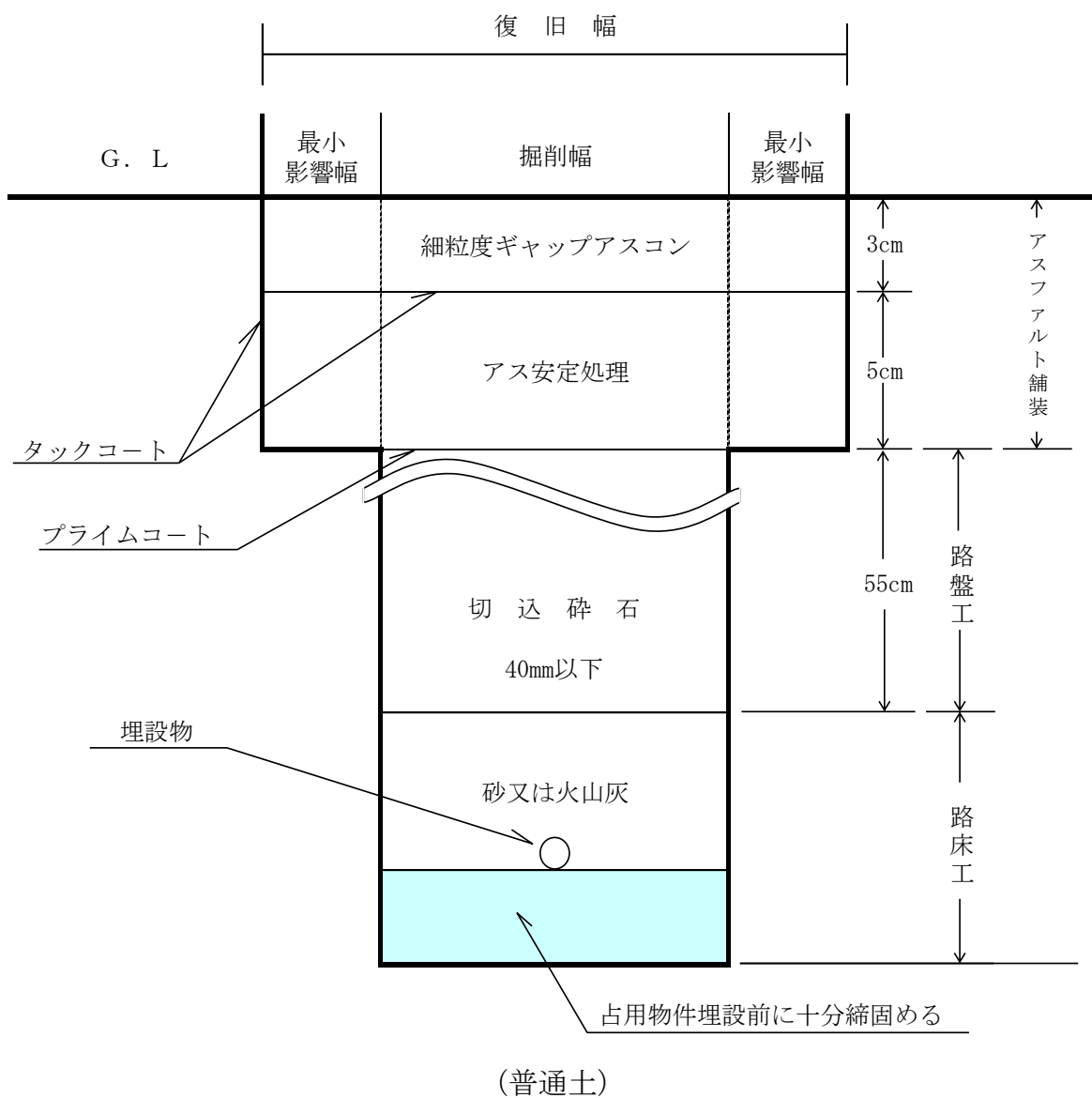


(普通土)

※ 歩道の場合は細粒度アスコンを使用すること。

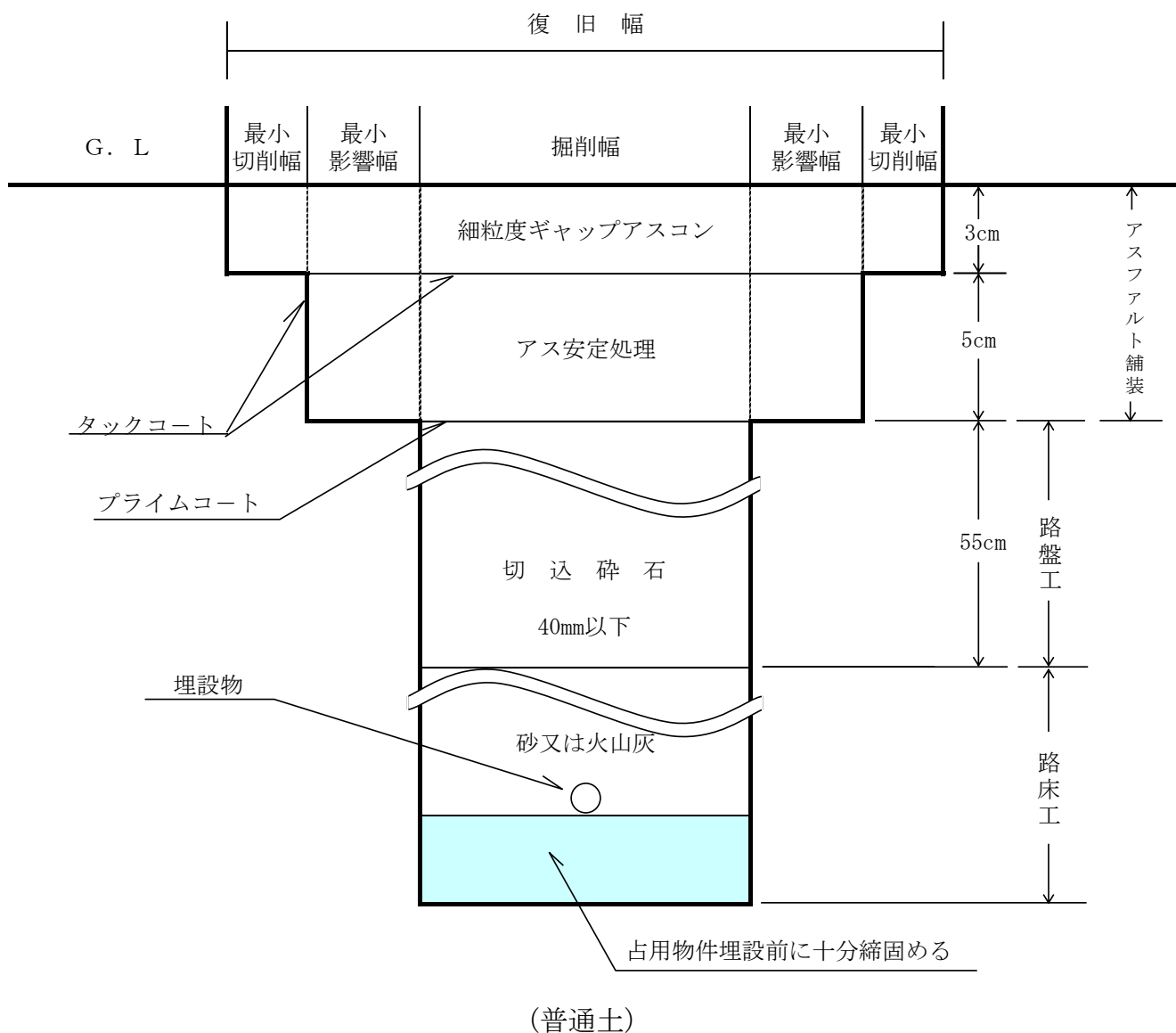
開発行為等による新設道路

(車道)



開発行為等による新設道路

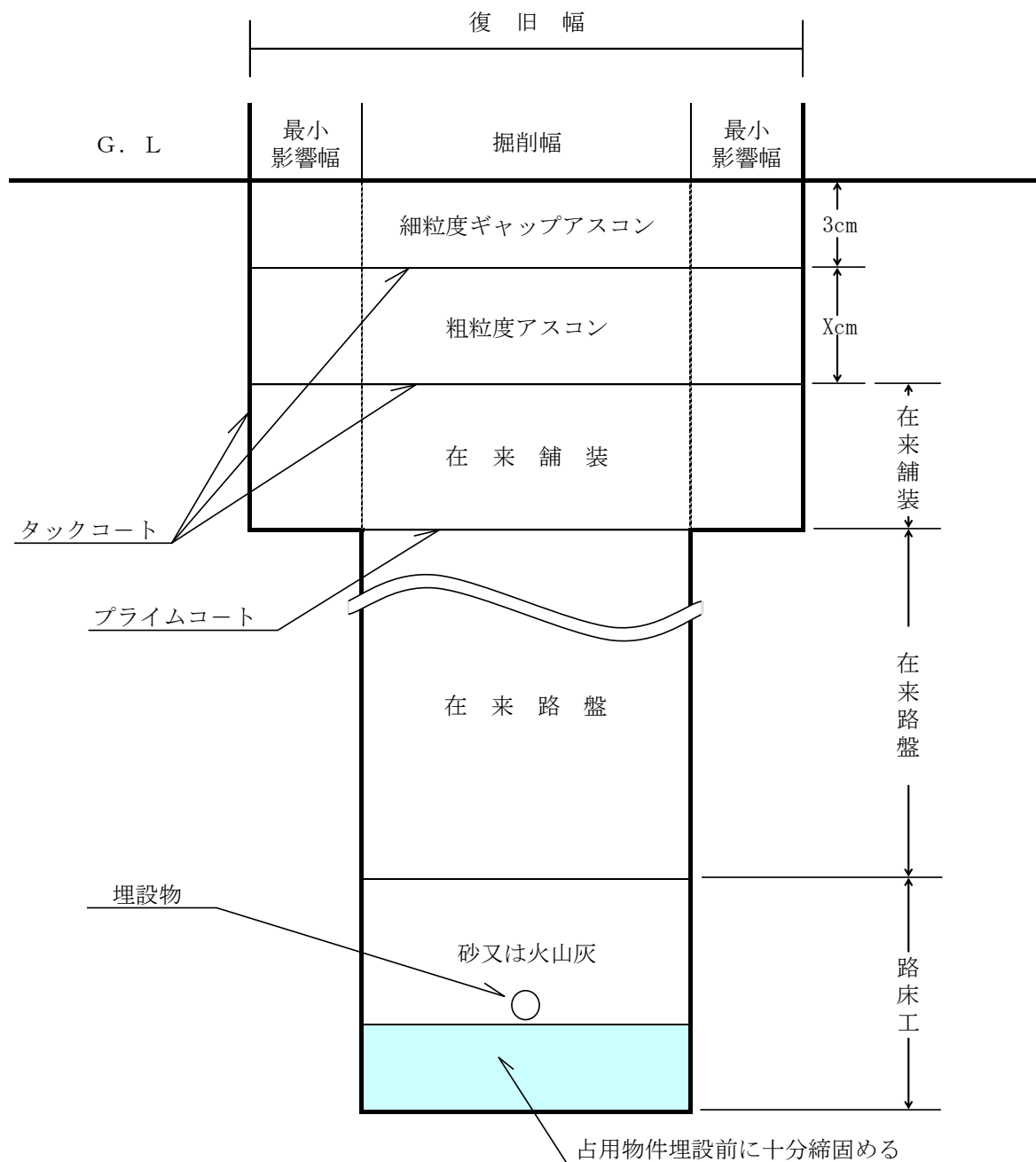
(占用工事の制限を受ける車道 (歩道))



※ 歩道の場合は細粒度アスコンを使用すること。

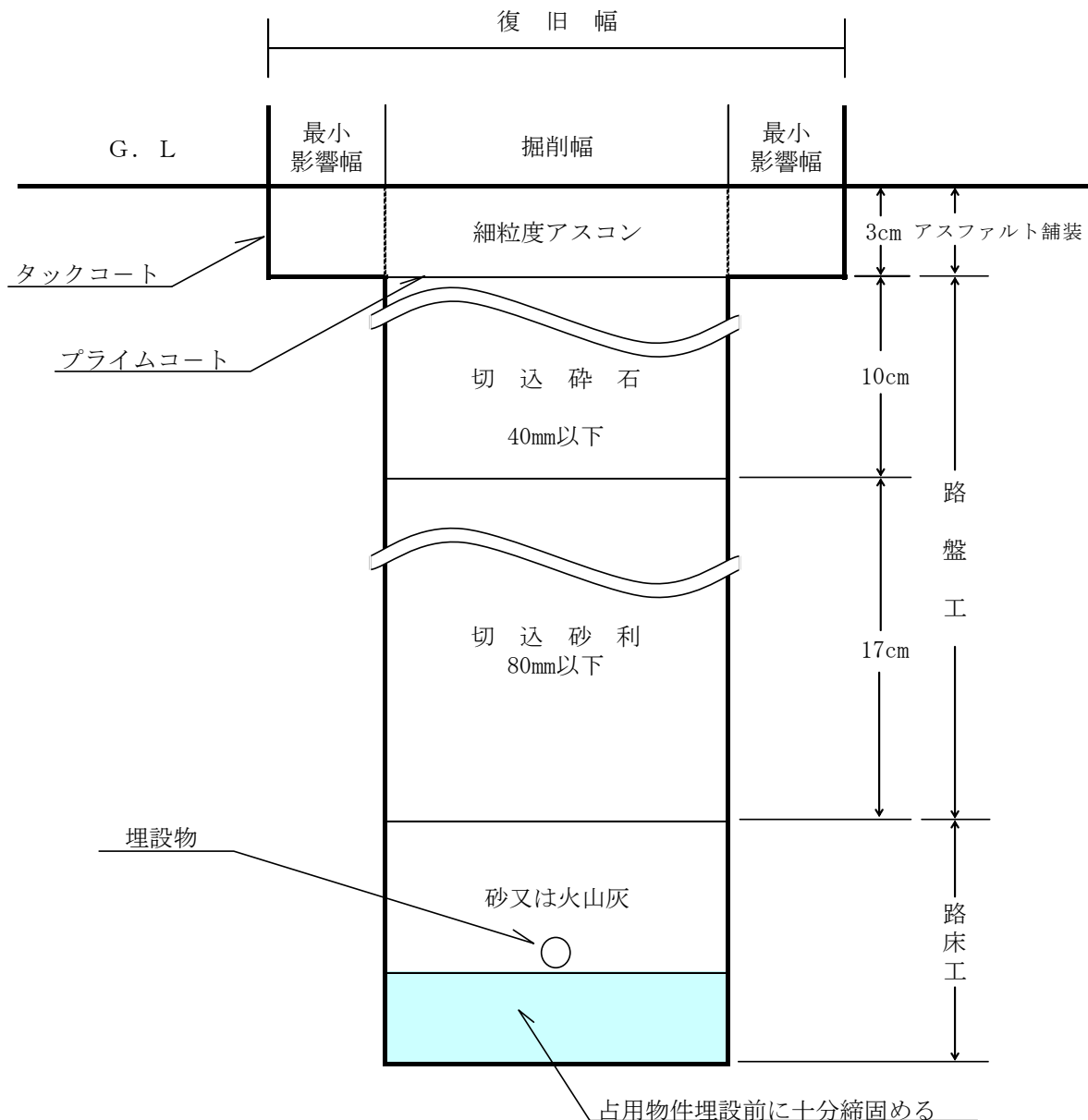
その他一般道路

(車道オーバーレイ)



その他一般道路

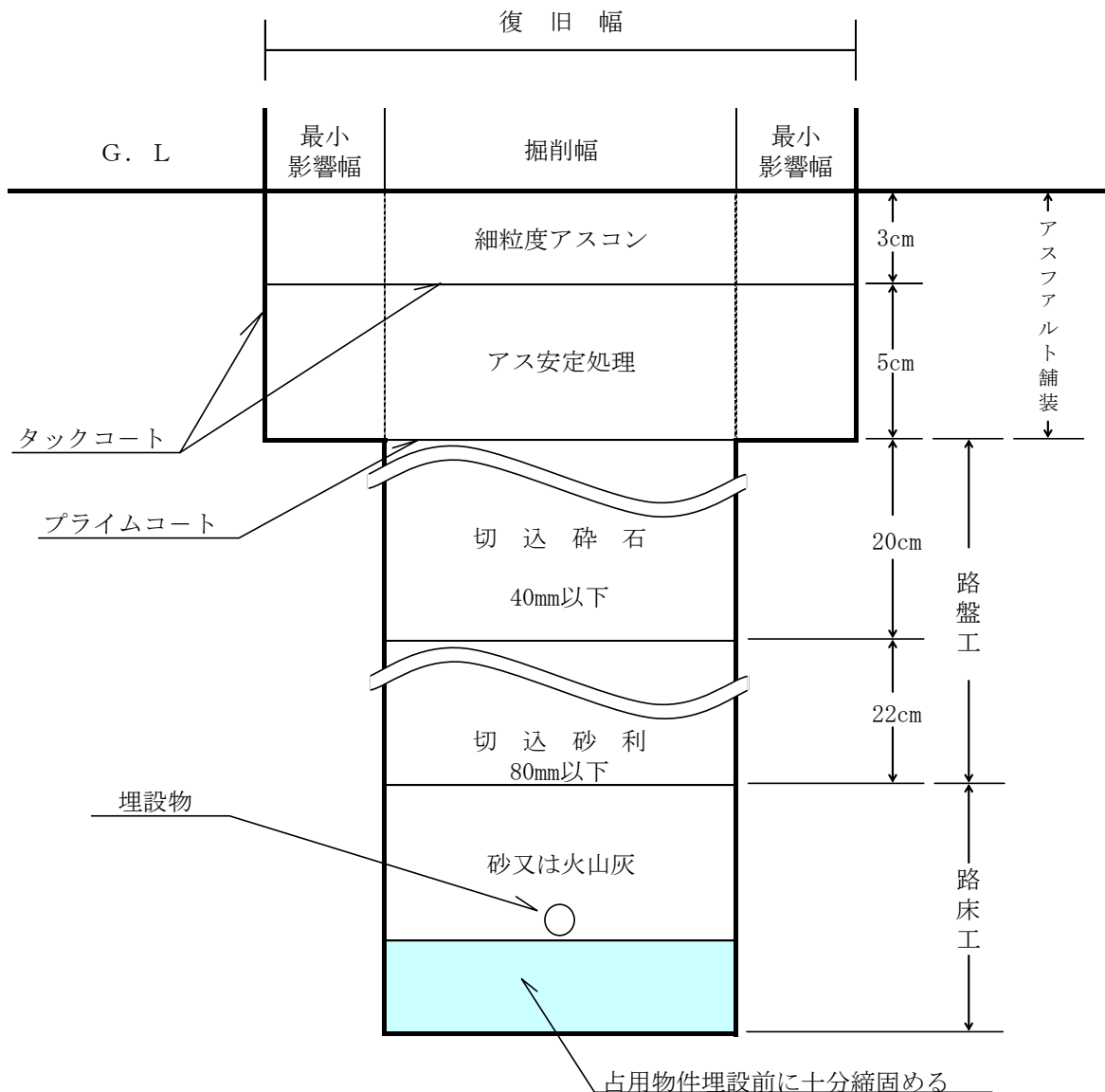
(歩道)



(歩行者のみ)

その他一般道路

(歩道)



(車両通行帯)

(3) 本局が所管する区域

函館市内全域の給水区域（東部営業所管内を含む）

2. 申請の手続

(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

(ア) 給水装置工事申込書は、必要事項を記入の上、工事着工前に提出しなければならない。

(イ) 工事の着工は、給水装置工事承認通知を受けた後に行うこと。

イ 提出手続

(ア) 給水装置工事申込書は、給水装置工事の申込と給水装置の設計審査申請を兼ねているので、記入例を参考に作成すること。

(イ) 給水装置工事申込書には、給排水指導担当で調査し、打ち合わせした内容がわかるものを添付すること。

(ウ) 給水装置工事申込書を提出するときは、当該箇所が公共下水道処理区域の場合、排水設備計画確認申請書を同時に提出すること。

(エ) 給水装置工事申込書は、給排水指導担当に提出し、手数料納入通知書を受ける。

(オ) 手数料納入通知書を企業局2階窓口へ提出し、手数料を納入する。

② 給水装置工事の種別による申込の取扱

ア 新設・改造工事が単独の場合は、それぞれ新設・改造工事とする。

イ 撤去工事が単独の場合は、撤去工事とする。

ウ 新設工事と改造工事が重複する場合は、新設工事とする。

エ 新設工事と撤去工事が重複する場合は、新設工事とする。

オ 改造工事と撤去工事が重複する場合は、改造工事とする。

(2) 道路占用許可申請等

① 道路占用許可申請

申請書は、申込者が作成し、給水装置工事申込書と同時に給排水指導担当に提出する。

提出から許可までの日数は、おおむね次のとおりである。

国道 14日 道道 30日 市道 14日

② 道路使用許可申請

申請書は、設計審査申請者が作成し、所轄警察署へ提出し許可を受け、許可書の写しを給排水指導担当に提出する。

なお、交通止め等の交通規制が予想される箇所は、設計の段階で所轄警察署と協議すること。

提出から許可までの日数は、おおむね5日である。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
工事申請地写真	1部	—	—	—	—
位置図(住宅地図)	1部	4部	—	—	2部
位置図(1/50,000)	1部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	1部	4部	—	—	—
保安施設様式図	1部	4部	2部	2部	1部
仕様書	1部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	1部	4部	—	—	2部 (国・道)
断面図・平面図・復旧図 位置図(1/50~1/100)	—	—	3部	3部	2部 (市)
縁石等標準図	—	—	1部	1部	—
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

※ 国道についてはデータでの提出も可能とする。

④ 工事関係所管官公署

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 施設管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市楳法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ	(代)22-4111
		函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル) 43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT東日本-北海道 北海道南支店 埋設部門 函館サービスセンター	86-5554
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部	
		予 防 課 警 防 課

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

- (ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を給排水指導担当に提出する。
- (イ) 担当者は、「給水装置工事検査申請書」を受け付け、「手数料納入通知書」を作成し申請者に渡す。また、「水道メーター払出請求書」に「給水装置工事検査申請書」提出済みの確認印を押し、「水道使用開始申込書」といっしょに申請者に渡す。
- (ウ) 申請者は、「手数料納入通知書」を企業局2階窓口に出し手数料を納入する。
- (エ) 申請者は、手数料納入後、完成立会検査日を「給排水立会検査予定台帳」および「水道メーター払出請求書」に記入し、「水道メーター払出請求書」および「水道使用開始申込書」を量水器担当に提出する。
- (オ) 担当者は、手数料が納入されたこと、完成立会検査日が記入されたことを確認し、「水道メーター払出請求書」によりメーターを渡す。

イ メーターの返納が伴う場合

- (ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。
- (イ) メーターの口径変更等で返納、受取りを同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

ウ パイプシャフト内のメーター

- (ア) 中層建築物直結給水の場合は、事前に逆止弁部およびシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。
- (イ) 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針をする場合は、事前にシャフト内の立会検査を行い、検査員から「水道使用開始申込書(共同住宅用)」を受けて手続をする。

② 払出時期等

- ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までの間とする。

8. 私設消火栓等の取扱

(1) 目的

直結する私設消火栓等は給水装置であり、設置箇所ごとの適正な管理を図るため取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「私設消火栓」とは、函館市水道事業給水条例第4条第2号に定める消防用を使用するもので、管理者が封かんしたものをいう。
- ② 「私設消防用設備」とは、消防法施行令第7条に定める設備のうち、水道を水源とし、個人等が所有し管理する施設の屋外消火栓、屋内消火栓、消防設備用水槽、防火水槽等をいう。
- ③ 「公設消火栓」とは、消防水利の中で水道法第24条の規定により函館市企業局と函館市消防本部との協定書に基づき設置する地上式消火栓、地下式消火栓をいう。
- ④ 「公設防火水槽」とは、函館市消防本部が所有し管理する防火水槽をいう。
- ⑤ 「メーター」とは、管理者が貸与する水道メーターをいう。
- ⑥ 「参考（自己）メーター」とは、所有者等が購入し設置したメーターをいう。

(3) 消火栓等の設置および管理等

消火栓等の設置および管理は、別表の区分のとおりとし、函館市水道事業給水条例による。

(4) 消火栓の型式等

公道および公道に準ずる私道に設置する消火栓の型式等は次のとおりとし、メーター以下に設置する私設消防用具の器具等については、所有者の選択とする。

- ① 地上式消火栓は函館市型とし、栓体口径は150mmとする。
- ② 地下式消火栓は口径100mmの函館市型とし、副弁を設置する。副弁はボール式C型バルブとする。

(5) 私設消火栓の使用届等

私設消火栓を使用する場合の取扱は、次のとおりとする。

- ① 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、私設消火栓消防演習使用届（第13号様式・第40条関係）を提出し、管理者の指定する職員の立会を要する。なお、封かんは、管理者が行う。
- ② 参考（自己）メーターを設置しているものを一時的に専用給水装置として使用する場合は、管理者に水道使用開始申込書（第5号様式・第36条関係）と水道使用廃止届（第10号様式・第40条関係）を同時に提出し承認を受けるものとする。
- ③ メーターの設置されている給水装置と共用のもの、またはメーターが設置さ

れている私設消防用設備は、専用給水装置であり使用に係る規制はない。

(6) 公設消火栓の使用

公設消火栓は、消防または消防の演習以外に使用できない。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

- ① 地震、風水害等の災害時の場合。
- ② 公共事業等で特別の事情があり、緊急に水の使用を必要とする場合。

(7) 料金の算定

消火栓の使用および私設消防用設備の水道料金の算定は、次のとおりとする。

- ① 公設消火栓
管理者が別に定める。
- ② 私設消防用設備（メーターの設置されているもの。）
 - ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。
 - イ 定期検針により 1m³以上の水量が出た場合は、給水条例第30条および第30条の2に規定する料金算定の特例による。
- ③ 私設消火栓（封かんされたもの。）
 - ア 専用給水装置として使用する場合は、携帯用メーターにより計量し、給水条例第30条および第30条の2に規定する料金算定の特例による。
 - イ 消防または消防の演習以外の無届け使用の場合は、使用した者に対し給水条例第40条に規定する過料を科する。
- ④ 私設消火栓（参考（自己）メーターの設置されているもの。）
 - ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。
 - イ 定期検針により 1m³以上の水量が出た場合は、参考（自己）メーターにより水量を認定し、給水条例第30条および第30条の2に規定する料金算定の特例による。

(8) メーター等の設置基準

メーターの設置は、函館市企業局給水装置工事に係る取扱の基準により次のとおりとする。

- ① 私設消火栓等には、管理者がメーターを貸与し、所有者等が設置する。
- ② 参考（自己）メーターの設置されている既設のものは、異状または故障により計量が不可能になったとき、管理者はメーターを貸与し設置する。
- ③ 受水槽式給水による共同住宅等で、特例検針の認定を受ける建物に消防設備用水槽を設置する場合は、その上流側にメーターを設置する。
- ④ 開発行為等により設置する地上式消火栓は、管理者と事前協議を行い、寄付採納されるものはメーターを設置しない。

寄付採納を受けた消火栓は管理者の所有とし、函館市消防本部が管理を行う。

- ⑤ 函館市消防本部所有のもの、若しくは帰属されることが決定している防火水槽にはメーターを設置しない。

(9) 封かん等

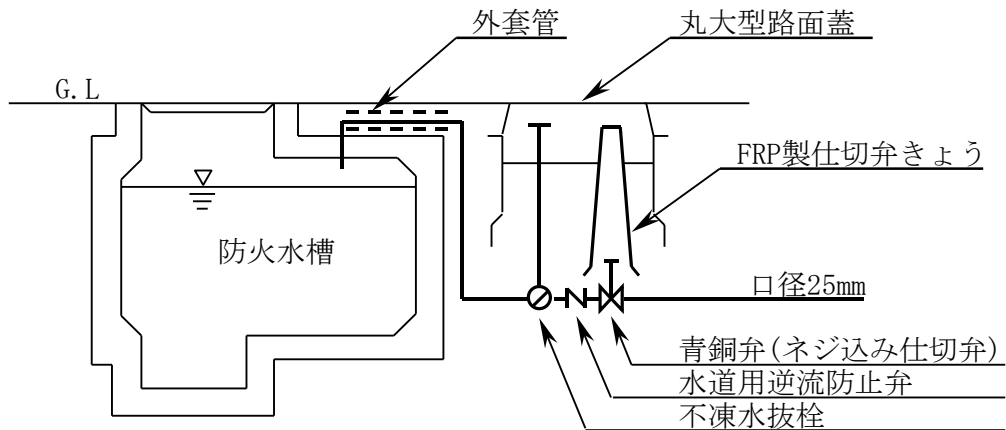
私設消火栓の封かんおよび調査は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、隔月または必要の都度、封かんを調査する。
- ② 管理者は、使用者からの届出等がなく開封されているときは、関係者から事情を聴取し、函館市水道事業給水条例に基づき処理する。
- ③ 封かんは、管理者が行う。

(10) 防火水槽への給水

防火水槽および消防設備用水槽への給水は、次のとおりとする。

- ① 水槽への流入管は、原則として落とし込みとする。
- ② 流入管には仕切弁、逆流防止弁、水抜栓を設置する。
- ③ 水槽への給水は、仕切弁で操作し、配水管の流速に影響を与えないよう時間をかけて行い、満水後は仕切弁を閉止とする。



(11) 水道連結型スプリンクラー設備の設置

厚生労働省健康局水道課長による「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」に基づき、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）について下記のとおり定め取扱うものとする。

① 対象施設

火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する、消防法施行令に掲げる防火対象物で、延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満の小規模社会福祉施設。（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）

② 計画使用水量

水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、提供水圧の範囲内で正常な作動に必要な水量・水圧が得られるものであること。

なお、必要な水量・水圧が得られない場合は受水槽式給水とすること。

ア 設計水圧

水道直結式スプリンクラー設備については、その他の給水装置と同じであることから、設計水圧は 0.2MPa (2kgf/cm^2) とし、それ以下の地域にあつては現状の最小動水圧とする。ただし、配水管最小動水圧が 0.3MPa (3kgf/cm^2) 以上確保可能地域については 0.25MPa (2.5kgf/cm^2) とすることができる。

イ 計画放水量・必要放水圧

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15ℓ/分 (火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては 30ℓ/分) 以上が必要であり、また、最大4個が同時に開放されることがあるため、その際は、合計の放水量は 60ℓ (120ℓ) /分以上を確保する必要があること。

なお、作動に必要な放水圧については、 15ℓ/分 以上の場合は 0.02MPa (0.2kgf/cm^2) 以上、 30ℓ/分 以上の場合は 0.05MPa (0.5kgf/cm^2) 以上必要とされているため注意すること。

ウ 損失水頭計算書の提出

水道直結式スプリンクラー設備が設置される建物の水理計算については、他の給水用具を閉栓した状態での使用を想定できることから、平常時および火災時のものを別々に計算することができる。

なお、放水量および放水圧については、消防設備士の責任のもと決定し、指定事業者を介して計算書を提出すること。

③ 工事材料

水道法で定めている給水装置の構造および材質の基準に適合するものを使用すること。

なお、受水槽式給水の場合は水道法の適用外となり、建築基準法等の適用となることから、審査・検査の対象外となる。

④ 水道メーター

平常時および火災時にかかわらず、必要な水量・水圧が確保できる適正口径のメーターを設置すること。

⑤ 凍結防止方法等

水道直結式スプリンクラー設備の設置については、維持管理上のことを考慮し、寒冷地であるため防寒措置を講じること。また、結露のおそれがある場合には、防露措置を講じること。

ア 湿式

平常時に使用する給水管に接続し、常時配管内に充水されている方式である。

なお、末端に水栓を設置するなど停滞水が生じない構造とし、特別な場合以外は水抜きをしないこと。

イ 乾式

平常時に使用する給水管よりスプリンクラー設備系統のみへ分岐し、平常時には通水することなく、電動弁および制御盤により火災時のみ通水となる方式である。

なお、停電時には自動散水されないため、電動弁を手動開放するなどの措置が必要なことや、誤作動により通水されることも考えられるので注意すること。

⑥ 確認書の提出

水圧試験の圧力および加圧時間は、原則としてすべての口径に対し、1.0 MPa (10 kgf/cm²) 3分間とする。

なお、構造によっては水圧試験を省略することができるが、責任区分等を確実に了知させるため、水圧試験の有無にかかわらず「水道直結式スプリンクラー設備に係る確認書」を提出すること。

⑦ その他

ア 水道直結式スプリンクラー設備の設置状況を把握するため、台帳を作成し竣工検査完了後に台帳に記載すること。

なお、断水時等には、水道直結式スプリンクラー設備が機能しないため、事前広報が必要であることから、関係課へ情報提供すること。

イ 水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合は、小規模社会福祉施設に限らず、住宅用等についてもこの取扱に準ずること。

ウ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関し、必要に応じて消防本部予防課と情報交換など連携を図ること。

(12) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

水道直結式スプリンクラー設備に係る確認書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

(申込者)

住 所

氏 名

印

(給水装置設置場所)

函館市 町 丁目 番 号

上記の場所に設置する水道直結式スプリンクラー設備に関しては、水道法令および消防法令ならびに関係法令に基づき設置し、下記の事項を遵守します。

また、その他問題が生じた場合は当方で処理します。

記

1. 非常災害，水道施設の損傷，公益上その他やむを得ない事情によって，断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても，自己の責任において処理すること。
2. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動および火災時に非作動が生じても，自己の責任において処理すること。
3. 停電時および凍結防止等のための水抜き時に，正常に作動しないスプリンクラー設備があるので，使用方法を熟知すること。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された建物等を賃貸する場合には，本設備には条件が付いていることを借家人等に熟知させること。
5. 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは，上記事項について譲受人に熟知，継承させるとともに，新所有者より企業局へ所有者変更届を提出させること。

私設消火栓等の設置および管理の区分

設置場所	取扱および 使用基準	給水方式	消防用設備等 の種類	メーター の設置	所有者および 管理する者
公道または 公道に準ず る私道等	公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓	無	企業局所有 消防本部管理
			防 火 水 槽		消防本部所有 消防本部管理
開発行為等 により道路 用地内	[寄付を受けるもの] 公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓	無	企業局所有 消防本部管理
	[寄付を受けないもの] 私 設 (消 防 用)		地上式消火栓	無	所 有 者 等
	[都市計画法により帰属] 公 設 (消 防 用)		防 火 水 槽	無	消防本部所有 消防本部管理
各種構内 各種建物内	[既設] 私設 (消防または消 防の演習のほ かは使用でき ない。)	直 結 式	[私設消火栓] 地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	[封かんが必要] 無	所 有 者 等
			参考(自己) メーター		
	[新設] 私設 (届け出の必要 はなく, 専用給 水装置として 使用できる。)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	局メーター	所 有 者 等
		受水槽式	消防法の適用 を受けるもの 特例検針建物 の消防用設備		
直 結 式	給水装置と共 用のもの				
直・受 併用式					

第5号様式(第36条関係)

水道使用開始申込書
(新設・改造・開栓用)

主 査	担 当

函館市公営企業管理者企業局長 様 施工者コード <input type="text"/>	工事年月日 年 月 日 施工事由 <input type="text"/>
水栓番号 <input type="text"/>	番地号 <input type="text"/>

町名 町

お客さま番号

給水装置設置場所		町名	町	番地号	
か	た				
が	き				
り	が				
ナ					
使用者氏名		部屋位置			
住所		電話			
所有者	氏名	電話			
住所		電話			
代理人	氏名	電話			

業 種 コ ー ド	
業 種 態 様 コ ー ド	
検 針 月 コ ー ド	
検 針 員 コ ー ド	

要 約

給水方式 <input type="text"/>	受水タンク容量 上 <input type="text"/> 下 <input type="text"/>
設置者区分 <input type="text"/>	認定番号 <input type="text"/>

取 付	
口径	mm
メーター番号	
検満年月	-
指針	
施工事由	1. 新設 2. 改造 4. 開栓

所有区分 <input type="text"/>	器種区分 <input type="text"/>
---------------------------	---------------------------

施工年月日	-
メーター位置	
メーター区分	1. 外 3. PS 6. 選購
検針回数	

備考 1 朱色の部分に記入してください。
 2 この申込書はコンピューターの入力カードとして使用されますので、ていねいに記入してください。

水道メーター払出請求書

業者	払出者	担当

No. _____ ①

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード									丁目											
指定事業者名		給水装置設置場所			町			番 号												
口径	器種					数量	メーター番号					検満年月	指針							
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考			計

水道メーター払出請求書

確認	担当

No. _____ 量水器担当控②

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード									丁目											
指定事業者名		給水装置設置場所			町			番 号												
口径	器種					数量	メーター番号					検満年月	指針							
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考			計

水道メーター払出請求書

払出者	担当

No. _____ 業者控③

払出事由		新設	改造	開栓	取替	修理	除却	他	平成 年 月 日											
コード									丁目											
指定事業者名		給水装置設置場所			町			番 号												
口径	器種					数量	メーター番号					検満年月	指針							
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
	直読・遠隔・参考											-								
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考			計

第10号様式 (第40条関係)

水道使用廃止届

(改造・撤去・閉栓用)

主 査	担 当

函館市公営企業管理者企業局長 様

施工者コード

施工者名

お客さま番号

水栓番号

工事年月日 年 月 日

施工事由

年 月 日

2. 改造
3. 撤去

町名コード		町 名		番 地 号	
給水装置設置場所					
か	た	が	き	部	屋
フ	リ	ガ	ナ	電	話
使	用	者	氏	電	話
所	住	所	氏	電	話
有	者	住	所	電	話
代	理	人	氏	電	話

口	径	取	外
メ	ー	タ	ー
検	満	年	月
指	針	本	器
施	工	事	由
5. 閉栓		6. 亡失	
T. 特別			

施	工	年	月	日
メ	ー	タ	ー	位
置				

摘 要

備考 1 朱色の部分に記入してください。
2 この届出書はコンピュータの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

水道メーター返納書

受取者

No. _____ ①

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日												
メーター取り外し日	平成 年 月 日																				
コード						給水装置設置場所				丁目番号											
指定事業者名																					
口径	器種			数量				メーター番号				指針									
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考				計

受取者

水道メーター返納受取書

No. _____ 量水器担当控②

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日												
メーター取り外し日	平成 年 月 日																				
コード						給水装置設置場所				丁目番号											
指定事業者名																					
口径	器種			数量				メーター番号				指針									
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考				計

受取者

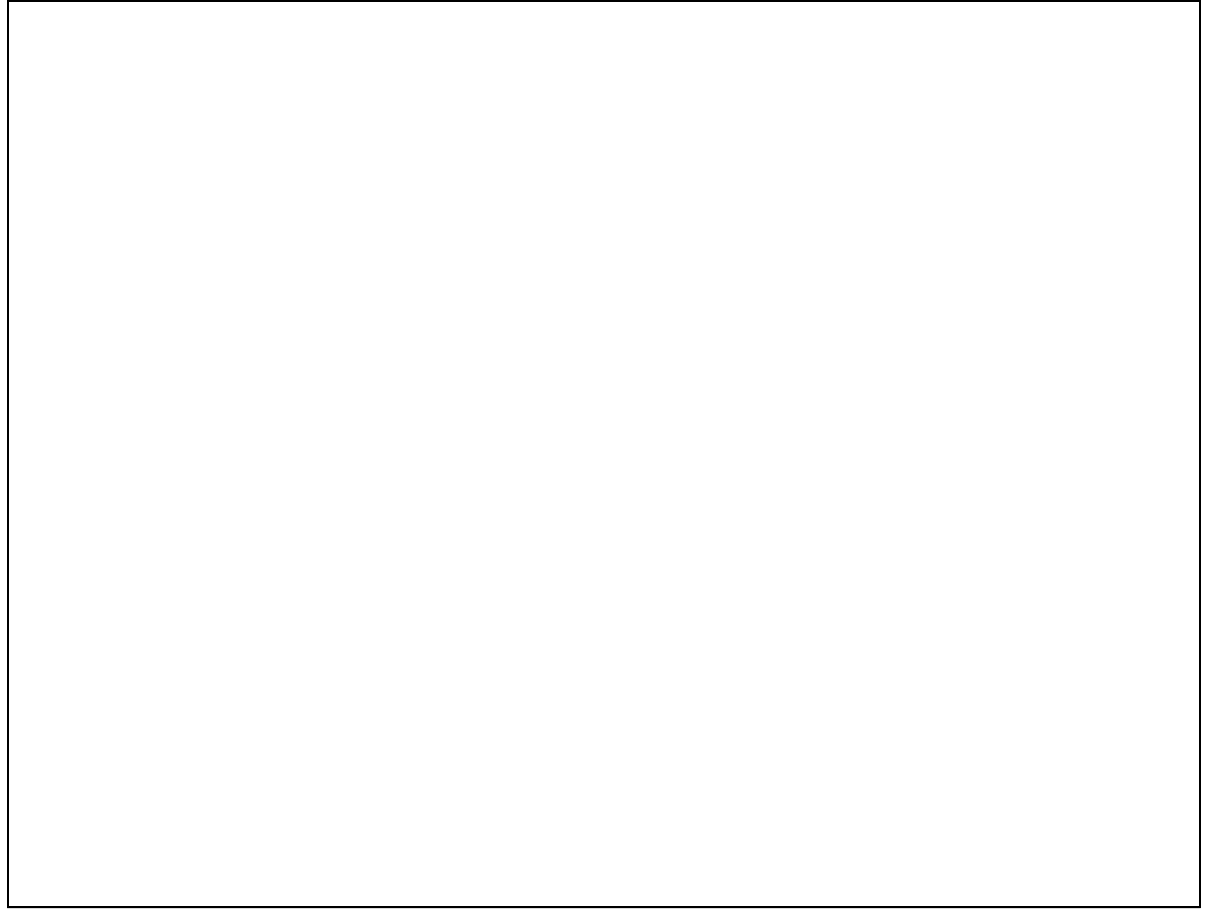
水道メーター返納確認書

No. _____ 業者控③

返納事由	閉栓	改造閉栓	撤去閉栓	工事中止	他	平成	年	月	日												
メーター取り外し日	平成 年 月 日																				
コード						給水装置設置場所				丁目番号											
指定事業者名																					
口径	器種			数量				メーター番号				指針									
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
	直読・遠隔・参考																				
直読	13	20	25	40		計	遠隔	13	20	25	40	50	75	100		計	参考				計

仕切弁情報台帳

メッシュ 設置箇所 目	No.	函館市	バルブ No.	番号	優先
A. 設置年度	1. 昭和	2. 平成	年度	年度	年度
B. 口径	φ	mm			
C. 配水系統	1. 元町高区系	2. 元町中区系	3. 赤川高区系	4. 赤川低区系	第一本管系 5. 赤川低区系第二本管系
D. 地盤高	m				
E. 道路管理区分	1. 国	2. 道	3. 市	4. 私	5. 宅
F. 道路構造	1. 高舗	2. 簡舗	3. 砂利	4. コンクリート	5. ブロック
G. 路面形状	1. 大丸	2. 弁籠	3. 防水	4. 他	
H. 歩車道区分	1. 車道	2. 歩道	3. 植樹	4. 分離帯	5. 他
I. 開閉方向	1. 左閉	2. 右閉			
J. 内面塗装	1. タール	2. エポキシ樹脂	3. 無ライニング		
K. 埋設深度	m				【キャップ(ハンドル)まで m】
L. 開度調整	1. 全開	2. 全開	3. 回転開		
M. 開度調整理由	1. 常鎖	2. 赤水	3. 故障	4. 水質不良	5. 他
N. 機種	1. バタフライ	2. ソフトシール	3. 縦	4. 横	5. 空気
O. 材質	1. 鑄鉄	2. ダク鑄鉄			6. スルース
備	年 月 日				
	口径変更				
	開度変更				
	変更理由				
	その他				
考					



消 火 栓 情 報 台 帳

町	名	消火栓番号	目 標	
設置箇所			水 圧	Mpa
工事年月日				
工 種	1. 新設 2. 移設 3. 栓体取替 4. 車両事故 5. その他 ()			
A. 栓 体 型 式	1. 打倒式 2. 胴長 3. 新型 4. 旧型 5. 地下式 6. その他 ()			
B. 呼 び 径	本管φ	元弁φ	mm	キャップ高
				m
C. 仕 切 弁 種 類	1. 鑄鉄 (右閉・左閉) 2. ソフトシール (右閉・左閉) 3. 地下式補修弁			
D. 道 路 管 理 区 分	1. 国 2. 道 3. 市 4. 私 5. 宅 6. その他 ()			
E. 道 路 構 造	1. 舗装 (As厚 cm) 2. 砂利 3. インターロッキング 4. その他 ()			
F. 路 面 蓋	1. 大丸 2. 弁籠 3. 角蓋 4. 防水 5. その他 ()			
G. 設置箇所区分	消火栓	1. 車道 2. 歩道 3. 植樹帯 4. 分離帯 5. その他 ()		
	元 弁	1. 車道 2. 歩道 3. 植樹帯 4. 分離帯 5. その他 ()		
地下式消火栓	カブト高	cm	副 弁	1. 有 2. 無
消 火 栓 写 真				
備 考				

配 管 図	
オ フ セ ッ ト	

凍結解氷月例報告書

平成 年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長 様

指定給水装置工事
事業者名

住 所

電 話

次のとおり、凍結解氷をしましたので報告します。

記

 年 月分

施 工 年 月 日	凍 結 解 氷 件 数	摘 要
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
	件	
合計		件

第7号様式(第38条関係)

課長	調定	検針	再調査	量水器

入力	受付

水道メーター亡失(き損)届

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長様

届出人	
住所	町 丁目 番号
氏名	印
電話	

お客さま番号	
給水装置設置場所	町 丁目 番号
使用者氏名	
亡失(き損)年月日	年 月 日
口径	mm
番号	
理由	1 家屋解体による亡失 2 その他

摘要